

出店のご案内

各種書類提出期限

2025年5月26日(月) 午後5時[必着]

出店申込に当たっての留意事項

※書類提出前に必ず確認願います。

- ・ 出店決定にあたり、応募内容の審査を行いますので、出店規程に記載する審査基準について、充分ご確認の上でご応募ください。なお、応募多数の場合やゾーニングの都合により、実行委員会において選考を行う場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 出店規程や誓約事項、その他実行委員会からの指示を遵守いただけない場合は出店を認めません。また、出店決定後又は会期中であっても出店を取り消すことがあります。



開催概要・募集要項・開催までの主なスケジュール(予定)	2P
出店形式	3P
北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025 出店規程	4-5P
出店に係る誓約事項	6P
北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025 出店に係る変更点	7P
出店申込書の記入方法、出店申込書(記入例)	8-11P
臨時営業(飲食店営業)提供可能品目早見表	12P

提出先
問合せ先

北の恵み あさひかわ食べマルシェ実行委員会
〒070-8525 旭川市7条通10丁目
旭川市第二庁舎2階(経済交流課内)

TEL.0166-73-9840
FAX.0166-26-7093
E-mail marche@city.asahikawa.lg.jp
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/marche/>

開催趣旨

旭川市内中心部を会場に、旭川市及び北北海道地域の農・畜・海産物、加工食品、自慢料理・郷土料理などを一堂に集めた巨大市場を展開し、地域の特色のある「食」を全国に向けて広く発信する。

開催概要

- 名称
「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025」
- 開催日
2025年9月13日（土）
～9月15日（月・祝）
- 開催会場（予定）
旭川駅前広場・平和通買物公園
- 主催
北の恵み あさひかわ食べマルシェ実行委員会

募集要項

- 募集小間数
合計130小間程度
（フードフォレストゾーン30小間を含む）
- 出店形式
①調理・物販用テント
②フードフォレストゾーンテント
- 申込方法
「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025出店規程」(4～5ページ)及び「出店申込書の記入方法」(8～11ページ)に記載されている内容をよくご確認いただき、期日までに出店申込書を提出してください。

開催までの主なスケジュール(予定)

※以下のスケジュールは都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2025年5月16日(金)
～26日(月)

出店申込の受付期間

- 実行委員会で「出店申込書」の記載内容を確認の上、受理します。
- 出店は応募内容を審査の上、決定します。出店が認められない場合もありますのでご了承ください。詳しくは出店規程をお読みください。
- 小間数の調整をさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- 申込締切後、実行委員会で出店者の審査及び調整を行います。なお、応募多数の場合は選考を行います。
- 出店申込書の記載内容によっては、メインとなる出品物の原材料の産地証明書の提出、販売品目や調理方法の確認、調整をお願いすることがあります。

2025年6月中旬～下旬

出店決定通知書等の送付

- 保健所の臨時営業許可申請書類等、出店に際し提出が必要な書類を併せて送付します。
- 出店場所は、会場構成等を踏まえ、実行委員会が決定します。

2025年7月下旬
～8月中旬

出店者説明会の開催、申請書類等の受付

- 出店に際しての注意事項や、出店場所、搬入・搬出スケジュールなどをご案内します。
※オンライン又は書面による通知での開催となる場合があります。
- 必要書類を提出していただいた後、出店料等の請求書を発行します。

2025年8月下旬

出店料等の納入期限

- 出店料等は、指定期日までに振込みにより納付してください。
- 指定期日までに納付されない場合、実行委員会は出店を取り消すとともに、取消しに係る費用弁償を求める場合があります。

2025年9月13日(土)
～15日(月・祝)

北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025開催

イベント名称について

2025年の第15回記念開催より、イベント名称を「北の恵み あさひかわ食ベマルシェ」に変更いたします。

これまで北北海道の食の魅力を表してきた「北の恵み」に「あさひかわ」を加えることで、開催地が旭川市であることをより明確に示すとともに、これまで以上に北北海道地域の魅力を発信してまいります。

出店形式

※出店料はいずれも税込みです。

調理・物販用テント

会場	間口	奥行	テーブル	椅子	照明	給排水設備	出店料
駅前広場・買物公園	2,700mm	3,600mm	1,800mm × 450mm 2台	なし	1基	共同設備を利用	1小間 110,000円

フードフォレストゾーンテント

※4ページの出店規定のほか、「フードフォレストゾーン出店規定」を定めておりますので、詳細は別冊「フードフォレストゾーン出店者募集」をご覧ください。

会場	間口	奥行	テーブル	椅子	照明	給排水設備	出店料
買物公園	2,700mm	3,600mm	1,800mm × 450mm 2台	なし	1基	共同設備を利用	1小間 105,000円

※ 保健所の営業許可申請などの都合により、テント内に個別の給水設備が必要な場合は、施工費を実費負担いただくことで設置できる場合がありますので、実行委員会までご相談ください。

出店料に含まれるもの

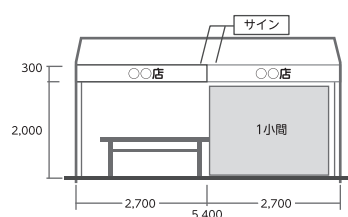
電源※2	店舗名サイン
1回線 (100V/1,500W)	正面上部に1基

※ 移動販売車での出店について、一般募集は行いませんので、予めご了承ください。

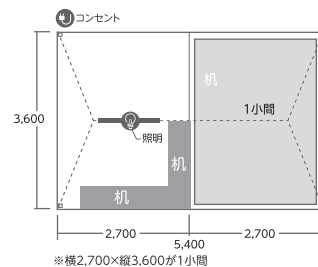
■調理・物販用テント

■フードフォレストゾーンテント

●正面図



●平面図(配置)



※共同給水・排水設備は、概ね20小間につき1箇所とする

北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025出店規程

1 応募資格

次の各号のいずれかを満たし、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ

- 2025 出店に係る誓約事項」(6ページ)に同意し、開催趣旨に賛同する者
- ① 北海道地域(旭川市内、上川・宗谷総合振興局及び留萌振興局管内、道北9市に含まれる紋別市・芦別市・深川市。以下同様。)に店舗又は事業所があり、地場産品の販売又は生産・製造・加工及び普及・促進に携わる事業者(自治体及びその他団体を含む。)
 - ② 旭川市と交流のある自治体及び北海道地域の自治体が推薦・紹介する事業者で、それぞれの地域の地場産品や魅力ある料理・加工品を提供できる者
 - ③ 上記以外であって、本イベントの魅力向上のため実行委員会が募集する者

2 出店資格の審査、選考及び決定

出店募集区分及び出店募集数(小間数)は、次のとおりとします。

募集区分	募集数
北海道地域(上記1(1)に該当)	100店(小間)程度 [フードフォレストゾーン30店(小間)を含む]
交流都市(上記1(2)に該当)	20店(小間)程度
学生マルシェ(※一般募集外)	10店(小間)程度
実行委員会企画(※一般募集外)	若干数

※一般募集外の区分への応募については個別に対応いたしますので、実行委員会へお問い合わせください。

出店の可否は、実行委員会で応募内容を審査の上、決定します。審査にあたっては、申込内容等に関して照会等を行う場合があります。また、必要に応じ、産地を証明する書類の提出を求める場合があります。

なお、応募多数の場合やゾーニングの都合により、実行委員会において選考を行う場合がありますので、ご了承ください。

(1) 審査の基準

審査については、次の基準で実施します。①又は②のいずれかを必ず満たしている必要があります。

- ① 主たる販売物の主な原材料が北海道地域産であること。ただし、次に掲げる品目については特例として取り扱います。

品目	産地等
肉類	(内臓類を含む)
鶏肉	北海道
豚肉	北海道地域
牛肉	北海道地域
羊肉	北海道地域。ただし、ジンギスカン(郷土料理等に該当)に限り道外産及び外国産を認める。
鹿肉	北海道
魚介類	
海産物	北海道沿岸
その他	北海道地域の河川又は湖沼
穀類	
米・そば	北海道地域
その他	北海道(豆類、小麦、とうもろこし、雑穀等)
飲料	原則として北海道地域産としますが、一般的に北海道地域産が存在しないもの(コーヒー豆、茶葉など)については、実行委員会で別途協議します。

- ② 主たる販売物が広く一般に認知されている地場産品又は郷土料理、名物料理、地元で評判の地域グルメであること。

(2) 選考について

(1)で定める審査基準を満たす応募者数が各区分ごとの出店募集数を超え、会場構成に支障が生じる場合は、実行委員会にて選考を行い、出店店舗を決定することがあります。

選考については、本イベントの開催趣旨(北海道の食の振興)に賛同した取り組みを重視し、次の点を考慮して行うこととします。

なお、選考にかかる詳細はお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① 主たる販売物以外についても北海道地域産の原材料を使用している。

- ② 北海道地域の食の魅力やPRできる新商品を提供することが認められる。
 - ③ 本イベントを契機として、上記②に該当する商品をイベント後も継続的に販売することを予定しているもの。
 - ④ 実行委員会が開催期間中に実施する企画(※食べさんぽグルメなど)への積極的な参加が認められる。
- (3) 出店が認められない応募者
- 次の応募者は出店を認めません。
- ① 応募資格に該当しない者
 - ② 販売物の主な原材料に外国産の食材を使用している者(例:外国産の肉を使った焼き鳥、唐揚げや外国産のジャガイモを使ったポテトフライ等)。ただし、地域に根ざした加工技術により製造された地場産品及び(1)審査の基準②に該当する販売物については、この限りではありません。
 - ③ 自社(店)で通常販売していない商品等を主たる販売物とする者。ただし、(2)②に該当する商品については、この限りではありません。
 - ④ 過去の出店において、実行委員会からの指導及び指示を真摯に受け入れなかった者
(例:三方囲い、路面養生、給排水設備の使用、小間装飾、搬出入等)
 - ⑤ 過去の出店において、来場者等から本イベントの品位を落とす接客等によりクレームが多く寄せられた者
 - ⑥ 過去の出店において、出店料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった者
 - ⑦ 過去の出店において、事前に申請していない販売物を出品した又は申請内容と異なる内容で営業した者
 - ⑧ 過去1か年の食べマルシェにおいて、食中毒等の事故を起こした者
 - ⑨ 反社会的勢力が関与していると判断される者(警察等により確認します。)
 - ⑩ 地域の食の魅力発信につながらない出店等、本イベントの趣旨にそぐわないと実行委員会が判断した者
 - ⑪ 事業者の一、別にかかわらず、本・支店等同じ系列店と認識される者(事務局が認める場合を除く。)
 - ⑫ その他、本規程並びに実行委員会の指導及び指示に従わない者

3 出店場所・出店形式・出店小間数

出店場所・出店形式・出店小間数については、会場構成やゾーン内容等によりご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。また、実行委員会に一任願います。また、決定した出店場所については、適正な事情がある場合を除き異議を申し立てることはできません。

出店小間数については、会場のスペースの都合上、1出店者につき1~2小間を原則とします(自治体等を含む)。

(1) ご希望に添えない例

- ① 調理に炭火等を使用するため煙が多く発生し、路面店に影響が出ると判断される場合
- ② 給排水設備において、出店場所への直結工事が困難な場合
- ③ 過去の出店において、路面を著しく汚し、指導後も改善が見られない場合
- ④ 出店希望者多数により出店場所の調整が必要な場合
- ⑤ ゾーニングの都合上、当該出店場所が望ましくないと実行委員会が判断した場合

4 路面の養生について

きれいなイベントとするため、調理を伴う出店者は、路面を養生することを義務とします。養生の範囲は、油飛び等汚れが付着することが想定される範囲とします。

イベント終了後、実行委員会において清掃が必要と判断した場合は、清掃費の実費を請求します。

5 火気器具類の取扱いについて

安全なイベント運営を図るため、火気器具類を使用する出店者は、消防法及び旭川市火災予防条例等に従って対応することとします。

- (1) 業務用消火器の設置
- (2) スレート板、耐火ボード等による火気器具類周りの養生
- (3) 油飛び等による危害に対する養生

開催前に消防の査察を実施します。上記を満たさない場合、営業は認めません。

6 提供可能販売物及び調理方法、調理場所について

本イベントは仮設テントでの出店となるため、提供可能な販売物及びテント内での調理内容等に制限があります。次の点に注意してください。**必要に応じて開催期間中に保健所職員が巡回します。次の点を満たさず改善の指示に従わない場合、出店を取り消すことがあります。**

- (1) 自店テント内以外での調理は認めません。下処理については、事前保健所に申請した施設(下処理場所)以外での作業は認めません。

- (2) 自店テント内での調理については、加熱、盛り付け、トッピング等の簡易なものとし、材料をカットするなどの行為は認めません。詳細は出店決定後に別途送付します。
- (3) 提供可能な販売物は、原則として直前に加熱して提供するもの(調理)又は農作物を除き、製造に必要な営業許可を取得した施設で製造され、適正な食品表示がされた包装既製品(物販)に限ります。
- (4) 出店決定後に保健所に申請を行い、許可を受けたもの以外を販売することはできません(申請の必要がない販売物を除く。)
※飲料等を開封して提供する場合は申請が必要です。
- (5) 衛生上の観点から、テント側幕の三方囲いを遵守し、食中毒の防止を徹底するため手洗い設備を設けるほか、食品の温度管理を適切に行ってください。

7 持ち帰りの禁止について

物販以外の調理品は、持ち帰り禁止(会場内での喫食)とします。また、出店者は調理品の持ち帰りが禁止であることについて、購入者に対しての周知を徹底するものとします。物販における要冷蔵品の取扱いについても、購入者に対して注意喚起を徹底してください。

8 接客、販売方法

- (1) テント内での対面販売とします。
テント外での営業行為を禁止します。出店者が使用できるのは、道路占用・使用許可の範囲です。
- (2) 来場者や隣接する店舗に迷惑となるような大音量を発生する機材の使用は禁止します。
- (3) 販売に使用できるスペースは限られていますので、スペースに見合った販売商品、使用機材としてください。

9 販売員の常駐について

出店者は、開催期間・開催時間の間、販売員として実行委員会からの指示・連絡を確実に伝達・履行できる者を出店場所に常駐させるものとします。実行委員会へ販売を委託することはできません。

10 出店テントへの装飾について

出店テント側幕への装飾は、認められません。また、出店テント上部への看板設置やテントからはみ出す工作物の設置は、道路占用・使用許可の範囲を超えていること、安全確保の観点等からサイズにかかわらず認められません。

なお、出店テント側幕以外への装飾は、次のいずれかの条件に合致し、道路占用・使用許可の範囲を超えず、安全が確保されている場合に限り認めます。

- (1) 出品物に関するもの(提供メニューや原材料など)
- (2) 実店舗に関するもの(実店舗の所在地や連絡先など)
- (3) 自治体に関するもの(自治体をPRするポスターなど)
- (4) その他、本イベントの開催趣旨に沿った内容として実行委員会が認めたもの

11 販売に関する必要備品等について

販売に必要な備品・物品等は、出店者が用意・設置するものとします。なお、実行委員会においてレンタル品の斡旋も行います。

12 スtockヤード、商品・機材管理について

会場にはストックヤードがありません。商品、調理器具、ガスボンベ等はテント(道路占用・使用許可の範囲)の外にはみ出さないよう、出店者が保管・管理を行うものとします。

なお、開催期間中の盗難、紛失等について、実行委員会は一切責任を負いません。

13 ゴミ処理等について

販売等で発生したゴミや廃油等は出店者が持ち帰り、自身の責任で処理するものとします。(会場内のゴミ分別ステーションへの持込みは出来ません。)

ただし、旭川市外の出店者のみ、持ち帰りが困難な場合は個別に有料で対応します。

14 飲料の取扱いについて

本イベントに対し、飲料メーカーの協賛が決定した場合、飲料の販売については、協賛メーカー商品(生ビール、缶やペットボトル等のソフトドリンク等)を指定するとともに、販売価格や規格(サイズ)を統一していただきます(詳細は別途お知らせします。)。ただし、地ビール・トマトジュース等出店者の地域の特産品については、この限りではありません。

15 商品の売買に係る決済方法について

- (1) 本イベントにおける販売に際し、現金及び実行委員会が指定するキャッシュレス決済端末による取引を必須とします。
- (2) 実行委員会が指定するキャッシュレス決済端末の設置は、全ての出店者に義務付けます。また、当該端末で利用可能なキャッシュレス決済サービスブランドにつきましても、同様に導入を義務付けます。出店申込書と併せて、指定の申込書(決済端末に関する申込書)を必ずご提出ください。
- (3) 出店者が独自に所有する決済端末や、独自に契約しているキャッシュレス決済サービスブランドの持ち込み、使用は認められません。

16 出店に伴う経費負担等

(1) 出店料

出店形式により出店料が異なります。

詳細は、本紙3ページの出店形式の欄でご確認ください。

また、実行委員会が手配する備品を出店者の過失により破損した場合は、補償に要する費用を出店料とは別に請求いたします。

(2) 道路使用許可申請手数料(旭川中央警察署)

1小間(1テント)2,500円

※道路占用許可申請手数料(旭川市)は減免となります。

(3) 臨時営業等許可申請手数料(旭川市保健所)

ア 飲食物を調理して提供する営業

飲食物を調理して提供する場合は、「飲食店営業」の臨時営業許可が必要です。

申請料 2,200円

※旭川市保健所から飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業の5年臨時営業許可を受けている事業者で、本イベントに出店する旨の計画書の提出が行われており、且つ許可品目のみを販売する場合は、当該許可により出店が可能で、新たな手数料の負担はありません(開催期間中、許可期限が有効な営業許可証等の写しを提出していただきます。)

イ 飲食物を物販する営業

申請料不要

別図2「営業許可申請・営業の届出の対象及び手数料」(12ページ)に該当する飲食物を販売する場合は、「営業の届出」が必要となります。

「営業の許可」を取得する場合であっても、「営業の届出」に該当する飲食物を販売する場合は、「営業の届出」が必要です。届出についての詳細は別途ご案内します。

なお、道路使用許可及び臨時営業等許可申請手続(申請書の集約・提出、手数料の徴収・支払)は、実行委員会が一括して行います。申請に必要な書類は出店決定後にお送りします。

17 出店料等の請求

出店者ごとに出店料等(出店料・道路使用許可申請手数料・臨時営業等許可申請手数料)が確定した後、実行委員会から請求書を送付しますので、**必ず指定期日までに振込により納付してください(振込手数料は出店者の負担とします。)**なお、出店申込の取下げは原則として認めませんが、**出店者の都合により取り下げの場合は、上記出店料等と同額のキャンセル料を指定期日までにお支払いいただきます。**

18 出店の取消し

次のいずれかに該当する場合、実行委員会は出店決定後又は開催期間中であっても出店を取り消す場合があり、取消しに係る費用弁償を求めることがあります。なお、既に納付した出店料等の返還及び取消しによって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

- (1) 事前に申請していない販売物を出品した又は申請内容と異なる内容(例:販売物の産地)で営業した場合
- (2) 出店料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった場合
- (3) 申請者以外の者が出店・販売を行った場合(名義貸し等)
- (4) 本規程及び誓約事項の内容に違反した場合
- (5) その他、実行委員会及び関係機関(消防、保健所等)の指導及び指示に従わない場合

19 イベントの記録について

本イベントの記録・PR等を目的として、実行委員会が写真・動画を撮影し、ホームページやSNS等に掲載することがあります。また、各メディアによる撮影や取材等が行われることもありますので、あらかじめご了承ください。

20 イベントの中止

- (1) 本イベントは雨天時にも開催しますが、台風等の荒天、天災地変、暴動、官公署の命令その他不可抗力により、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいと実行委員会が判断した場合には中止とする場合があります。
- (2) 本イベントが中止となった場合、出店料、道路使用許可申請手数料、臨時営業等許可申請手数料等、既に納付された費用の払戻しはいたしません。また、実行委員会はイベントの中止によって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

21 その他

- (1) 本規程に定めのない事項については、後日、出店決定者へ配付する出店マニュアルに従うものとし、それ以外の事項については双方協議の上決定するものとします。
- (2) 提出書類に記入いただいた情報は、関連事業及び共催事業の実施に関わる他の組織・団体・協賛社等又は実行委員会が広報宣伝を目的に契約する事業者等に提供する場合がありますのであらかじめご了承ください。

北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025 出店に係わる誓約事項

次の誓約事項全てを遵守することに同意いただける方のみ、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025」出店申込みを受付します。

申込・出店関係

- (1) 申込書に記載した内容について、虚偽はありません。また、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会に連絡します。
- (2) 運営するスタッフを含めて自らが暴力団と一切の関係はなく、旭川市暴力団排除条例を遵守します。
- (3) 出店場所の配置については、適正な事情がある場合を除き、実行委員会の指示に従います。
- (4) 搬出入等の一時的な場合を除き、指定されたスペース以外に物品を置きません。
- (5) 出店テントや出店看板への装飾については、指定の範囲内で行います。
- (6) 準備・撤去期間及び会期中の車両進入については、指定の時間及び経路を厳守します。
- (7) 営業・販売中の飲酒、指定場所以外の出店テント内を含む会場内での喫煙はしません。
- (8) 調理を伴う場合、油飛び等の汚れが付着することが想定される範囲において路面を養生することとし、養生の不備等により清掃費用が発生することとなった場合は費用を負担します。
- (9) 出店テント内のレイアウトは、三方囲いを前提としたものとし、火気器具類の四方周囲には安全な離隔距離を設け、周囲に可燃物や危険物を置かず、十分な離隔距離を確保できない場合は、耐火ボード等を設置します。不燃性ではない机や作業台の上に設置する場合は、スレート板や耐火ボードを敷いた上に設置するものとし、路面に設置する際、床の養生材が不燃性でない場合は耐火レンガや耐火ブロックを用います。また、火気器具類の使用に際し、使用期限が経過していない業務用の消火器を準備します。
なお、これらの対策が不十分で、路面や実行委員会が手配した備品等が破損した場合は、実行委員会からの請求に従い補償に応じます。
- (10) 出店料の支払いや書類の提出については、実行委員会が定めた期日までに行います。
- (11) 食品の調理提供にあたり、直前加熱しないものについては検食を72時間保存し、開催期間後であっても実行委員会等の求めに応じて提供します。

保健所関係

- (1) 換気や排熱等、やむを得ない場合の一時的なものを除き、出店テントの三方囲いを徹底します。
- (2) 出店テント内に手洗い設備を設け、手洗い・消毒を徹底します。
- (3) 温度管理が必要な食品について、保温温度は65℃以上、保冷温度は10℃以下を徹底します。
- (4) 各種加熱調理(電子レンジ含む。)にあたっては中心部が75℃以上を1分間以上保つことができる条件で加熱します。
- (5) 申請にない品目及び申請内容と異なる内容での提供はしません。

ごみ処理関係

- (1) 設営から販売に際して発生したごみは、各日の終了後に責任を持って持ち帰り処理します(市外出店者で持ち帰りが困難な場合は、実行委員会が手配したごみ処理業者(有料)が指定した場所、時間を遵守し、適切に処理を行います。)
- (2) 食用油については持ち帰りや廃油回収業者に依頼するなど適正に処分し、仮設の排水設備、既存の排水溝・マンホール・グレーチング等に捨てることはしません。

その他

- (1) 持込品の搬入出時の事故、運営店舗での火災及び自らの過失で発生させた飲食販売に起因するすべての事項については、直ちに実行委員会に報告の上良識と責任を持って解決し、実行委員会に一切の損害賠償などの請求は行いません。
- (2) 現金その他持込物品の管理は自身で行うものとし、紛失・盗難・破損等について、実行委員会が一切責任を負わないことについて了承します。
- (3) その他、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025出店規程」に規定する事項を遵守します。
- (4) 上記誓約を遵守しなかった場合は、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025出店規程18」の規定に従い、会期中であっても出店を取り消すことに同意するとともに、一切の異議申立てをしません。また、その場合、出店料の返金のほか、一切の補償を請求しません。

CHECK!

出店に係る変更点

①

フードフォレスト
ゾーンの新設

②

指定キャッシュレス
決済端末の導入

③

出店料・会場構成の
見直し

① フードフォレストゾーンの新設

—— 未来の食卓を育てる、新たなチャレンジの舞台 ——

「食」をデザインすることを通して地域活性化を目指す「フードフォレスト旭川構想」の1つとして、旭川の秋の風物詩「北の恵み あさひかわ食べマルシェ」に、新チャレンジゾーンを設置します。ここでは地元の食材・技術・アイデアを活かし、これまでにない商品や提供スタイルを試すことができます。定番のリニューアルや新メニュー開発、地元生産者とのコラボなど、「あなたならではの挑戦」を、食べマルシェの舞台で発信してみませんか？

P4の出店規程のほか、フードフォレストゾーン出店条件も満たす必要がありますが、広報も積極的に行ってまいりますので、ぜひ前向きに御検討ください。

詳細は、別冊「フードフォレストゾーン出店者案内」をご覧ください。

② 指定キャッシュレス決済端末の導入

今回から実行委員会が指定するキャッシュレス決済端末の導入を必須とします。

導入にあたり、導入費用(端末レンタル代、通信費、保守設定費、レシートロール10個分)は実行委員会が負担しますが、一部出店者の方々負担(システム利用料、各振込手数料)が生じますので、出店申込に際し、ご了承くださいませようお願いいたします。

所定の申込書がございますので、出店申込書と併せて必ずご提出ください。

③ 出店料・会場構成の見直し

近年の物価高騰に伴い、会場設営に係る費用が留まることなく上昇し、前回と同様の出店者用設備の維持が難しくなっていることから、出店料を見直しいたしましたので、予めご理解いただきますよう、お願いいたします。

2024	(税込)	2025	(税込)
調理・物販用テント	92,000円	調理・物販用テント	110,000円
ラーメン用テント	108,600円	フードフォレストゾーンテント	105,000円
そば用テント	120,000円		

※個別給水設備が必要な場合は実行委員会に御相談ください。

また、これまでの来場者アンケートなどにおいて、会場の混雑に対する厳しいご意見が多数寄せられていることから、買物公園エリアプラットフォームが取り組む「買物公園エリア社会実験」と連携した取組を試験的に実施します。来場者の方が混雑を避けて快適に過ごすことができるよう社会実験により4か所の滞在空間を設ける予定ですので、あらかじめご了承ください。

出店申込書の記入方法

出店申込書の提出は、2025年5月26日(月)午後5時までです。提出期限を厳守してください。

【出店申込みに当たって】

出店申込みや選考基準、出店場所等の決定については、「北の恵み あさひかわ食ベマルシェ2025出店規程」に基づくものとし、これらを遵守することに同意いただける方のみ、お申込みください。

※9、11ページの記入例と合わせてご参照ください。

【表面の項目】

■出店者

① 事業者名

出店を申し込む事業者又は団体の名称及び代表者職氏名を記入してください。

② 出店名称

テントの店舗名サイン、開催ガイドマップに掲載する名称を記入してください(後日変更可)。

③ 加盟団体等

〇〇商工会議所、〇〇業生活衛生同業組合等、加盟している団体名を記入してください。

④ 所在地・電話・ホームページURL

出店を申し込む事業者又は団体の所在地・電話(代表)・ホームページURL(ある場合)を記入してください。

⑤ 過去の出店状況

過去に出店された場合は、該当する年に☑を付けてください(初出店の場合は「初出店」に☑)。

⑥ 申請担当者(書類送付先)

実行委員会からの問い合わせなどに確実に対応できる担当者の情報を記入してください。今後は原則としてこの担当者に連絡し、書類を送付します。

■出店希望

⑦ 出店希望形式・希望小間数

●出店希望形式

希望するテント等の種類に☑を付けてください。各テント等の仕様は出店形式(3ページ)をご覧ください。なお、出店場所及び出店形式は、ゾーニング等の都合上、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください(出店規程3による)。

●希望小間数

会場スペースの都合上、1出店者につき1~2小間を原則とします(自治体等を含む)。なお、応募多数の場合やゾーニングの都合により、実行委員会において小間数の調整、選考を行う場合がありますので、ご了承ください。

⑧ 出店要件の確認

出店の内容について「北の恵み あさひかわ食ベマルシェ2025出店規程」2(1)「審査の基準」のうち、該当するものを選択してください(複数選択可)。

⑨ 意見・質問等

食ベマルシェの申込み及び出店にあたり、意見や質問等があれば記入してください(全てに回答できるとは限りませんのでご了承ください)。

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ2025 出店申込書

事務局使用欄	
No.	

出店規程及び誓約事項に同意の上、次のとおり出店を申し込みます。

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ実行委員会 委員長 宛て

●出店者情報

同意いただけない場合はお申し込み出来ません。

申込日		令和 7年 5月 **日						
申請者の情報	1 事業者名	(株)〇〇商事	代表者 職氏名	役職	氏名			
	フリガナ	アサッピーショクドウ	代表取締役	〇〇 〇〇				
	2 出店名称	あさッピー食堂	3 加盟団体等	〇〇商工会議所 旭川〇〇協会				
	4 所在地	〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1番12号 道の駅あさひかわ2階						
	5 過去の 出店状況	食ベマルシェに出店した年に チェックしてください		<input type="checkbox"/> 2019 以前	<input type="checkbox"/> 2020	<input type="checkbox"/> 2022	<input type="checkbox"/> 2023	<input type="checkbox"/> 2024

HP URL: <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/tabemarche/>

※2020はオンライン開催、2021は中止

ガイドマップや出店サイン(看板)はこちらの名称を使用します。

申請担当者	6 事業者名	(株)〇〇商事	所属部署 役職 氏名	〇〇課 〇〇 〇〇			
	書類送付先 住所	申請者所在地と異なる 場合は記入してください	〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目 〇〇ビル5階				
	連絡先	電話 (日中繋がる連絡先)	0166-73-9840	FAX	0166-26-7093		
		Email	marche@city.asahikawa.lg.jp				

※今後、出店に係る書類等は申請担当者(書類送付先)に送付します。

7 出店希望形式・希望小間数

出品物や参加地域等により会場のゾーニングを行う予定のため、出店場所及び出店テントについてはご希望に添えない場合があります。

出店希望形式	<input checked="" type="checkbox"/> 調理・物販用テント(駅前広場・買物公園) <input type="checkbox"/> フードフォレストブーステント(買物公園)	希望 小間数	1
--------	---	-----------	---

※出店場所、出店形式及び小間数については、ゾーニング等の都合上、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。
※会場スペースの都合上、希望小間数は、1出店者につき1~2小間を原則(自治体等を含む。)としますが、応募状況によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 店要件 「北の恵み あさひかわ食ベマルシェ2025出店規程」に該当するものをチェックしてください。

(1) 主たる販売物の主な原材料が北北海道地域産であること(ただし、肉類、魚介類及び穀類等については出店規程のとおり)

(2) 主たる販売物が広く一般に認知されている地場産品又は郷土料理、名物料理、地元で評判の地域グルメであること

※いずれもチェックがない場合は出店できません。

9 見・質問等

提出先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階 経済交流課内 北の恵み あさひかわ食ベマルシェ実行委員会 宛て 電話:0166-73-9840 Email:marche@city.asahikawa.lg.jp
-----	---

※提出の際は、持参や郵送のほか、ホームページ上で公開している応募専用webフォームをご利用ください。

※裏面に続きます

事務局使用欄 ※記載不要	決定場所	<input type="checkbox"/> 調理・物販用テント(駅前広場・買物公園)	決定小間数	ゾーニング
		<input type="checkbox"/> フードフォレストブーステント(買物公園)	小間	

【裏面の項目】

選 考 基 準	■出店内容等
	※⑩、⑪、⑫、⑬については、出店者選考における審査の対象となりますので、必ず記入してください。記入がない場合は、出店の決定をしませんのであらかじめご了承ください。
	⑩ メイン商品の画像又はイラスト等 審査の際に参考となる画像やイラストをお持ちでしたら、専用webフォームからご提出ください。
	⑪ 品名 料理名等を記入してください。販売する品目の中で、メインとなるものを最上段の太枠内に記入してください。
	⑫ 商品の概要・特長・アピールポイント その商品についての概要、工夫されている点、新商品である旨など、PRしたい内容を記入してください。また、物販は包装なし、ありのいずれかに☑を付け、ありの場合は包装材料・形態を記入してください。
	⑬ 主な原材料とその原産地 本イベントは、来場者に「北の恵み」を存分にお楽しみいただくため、主たる販売物(料理・物販品のうち「メイン」の太枠内に記入したものの)の原材料が北北海道地域産であること(肉・魚介及び穀類等、一部例外があります。詳しくは出店規程(4ページ)でご確認ください。)、その他の販売物も含めて主な原材料に外国産の食材を使用していないこと等を出店の条件としております(郷土料理、名物料理、地域グルメなどの一部を除きます。)。記入例を参考に主な原材料の原産地をできるだけ詳しく記入してください。

- ⑭ 仕入先名・所在地
主な原材料の仕入先及びその所在地をできるだけ詳しく記入してください。
- ⑮ 販売価格・食べさんぽグルメ企画
予定している販売価格(税込み)を記入してください。
また、食べさんぽグルメ企画に登録する商品がある場合は記入してください。(1店舗につき500円以下の商品1点まで)
なお、消費税の軽減税率に係る取扱いについては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」等を参照してください(来場者の混乱を避けるため、現地での飲食又は持ち帰りにかかわらず、販売価格や規格(サイズ)を統一(本体価格で額面調整)した取扱いを推奨しますが、事業者の判断にお任せします。ただし、統一価格を設定する商品(生ビール・ソフトドリンク等)については、本体価格で調整の上、販売価格を統一するようご協力をお願いします。)
- ⑯ 熱源の確認
加熱調理を行う場合、使用する熱源を選択してください。薪などの直火焼を使用することはできません。

出店に当たっての注意事項

- 提供する調理メニューは直前に加熱して提供することを原則とします(原則、非加熱での食品の提供はできません。)。詳細は、別図1「臨時営業(飲食店営業)提供可能品目早見表」(12ページ)をご確認ください。出店が決定した後に調理内容を詳しく記入した書類を提出していただけます。
※提供可能品目に関するお問合せ:旭川市健康保健部保健所衛生検査課食品保健係(電話0166-26-1111内線2973、2974)
- 物販については、販売する商品は製造に必要な営業許可を取得した施設で製造され、適正な食品表示がされた包装既製品に限ります(農産物を除く。)
- 出店テントには手洗い(簡易式:蛇口付きポリタンクと受け用バケツでも可)、蓋付きごみ箱、冷蔵設備、器具類の保管設備等が必要です。必ず各自で用意してください。ただし、包装品のみを販売する場合、手洗いの設置は任意です。
- 取扱い品目によっては、物販でも保健所へ営業の届出が必要となる場合があります。対象は、別図2「営業許可申請・営業の届出の対象及び手数料」(12ページ)のとおりです。旭川市保健所から5年臨時営業許可を取得している事業者は、新たな手数料の負担はありませんが、当イベントに出店する旨の営業計画書を提出していない場合や、申請していない品目を取り扱う場合については、保健所への届出が必要です。
- 自動車営業の許可を取得している場合で、牽引車と被牽引車を切り離して営業を行う場合は、事前に保健所にご相談ください。
- 食品の調理提供・販売にあたっては、資格を有する食品衛生責任者の設置及びHACCPに沿った衛生管理が必要です。

北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025 出店申込書(裏面)

事務局使用欄	
No.	

2 出店名称	あさっぴー食堂
--------	---------

●出店内容等

メインとなる出品物を調理又は、物販で1つ定めた上で予定している全ての料理・物販品について記入してください(欄が不足する場合はコピーしてお使いください)。「※」の項目については出店者選考における審査・選考の対象となります。また、実行委員会及び実行委員会と契約する事業者が提供するメディア(ホームページ、情報誌等)で内容を公表する場合があります。

食べさんぽグルメについて、詳細は「出店のご案内」P.10をご覧ください。

3品目とは、「1出店者において焼く、煮る、蒸す、茹でる、注ぐ等の調理工程が三種類以内まで」という意味です。

10 出店申込にあたり、メイン商品の画像又はイラスト等を添付する

○調理(イベントテント内で調理するもの)

※調理は3品目以内となります(調理工程が同一の食品は同一品目として差し支えありません。)

11 ※品名	12 ※商品の概要・特徴・アピールポイント	13 ※主な原材料とその原産地	14 入先名・所在地	15 販売価格(税込み)
メイン 北の恵み串	北国の幸を使った串料理。特製ソースでうま味たっぷりの一品。	帆立(枝幸産)、ねぎ(比布産)、豚肉(旭川産)、ピーマン(旭川産)	〇〇漁協(〇〇町)、 △△青果店(旭川市)	△△△円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
北の恵み串ミニ	北国の幸を使った串料理。特製ソースでうま味たっぷりの一品をお試しサイズで提供。	帆立(枝幸産)、ねぎ(比布産)、豚肉(旭川産)、ピーマン(旭川産)	〇〇漁協(〇〇町)、 △△青果店(旭川市)、 <input type="checkbox"/> 牧場(旭川市)	200円 <input checked="" type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
生ビール	〇〇社の生ビール ※飲料メーカーも協賛が決まった場合は、協賛メーカー商品の指定及び販売価格も統一していただきます。			
ソフトドリンク	本イベントに対し、飲料メーカーの協賛が決定した場合、飲料の販売については、協賛メーカー商品(生ビール、缶やペットボトル等のソフトドリンク等)を指定するとともに、販売価格も統一していただきます(詳細は別途お知らせします)。ただし、地ビール・トマトジュース等出店者の地域の特産品については、この限りではありません。		〇〇商店(旭川市)	円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ

食べさんぽグルメ企画に登録したい商品は、こちらにチェックを付けてください。

16 熱調理を行う場合は、使用する熱源にチェックしてください(複数可。)

ガス 炭火 電気 (使用する電気器具:IHヒーター)

加熱をしない その他()

出店規程2(1)①に規定する出品可能な原材料の産地にご注意ください。(例えば、「豚肉(北海道産)」等の書き方の場合、北北海道地域産であるか判断できないため、出店規程により特段の定めがあるものを除き、細かく記載してください。)産地が確認できない場合は出店の決定ができませんのでご協力をお願いします。

○物販(イベントテント内で調理しないもの)

11 ※品名	12 ※商品の概要・特徴・アピールポイント	13 ※主な原材料とその原産地	14 入先名・所在地	15 販売価格(税込み)
メイン	包装 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()			円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
スモークチキン	北海道産の鶏をスモークして、風味とうま味を閉じ込めた一品 包装 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(ポリ袋真空包装)	鶏肉(旭川産)	××畜産(旭川市)	200円 <input checked="" type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
きんぴら米粉まんじゅう	地元の米粉配合のまんじゅう生地の中にきんぴらごぼうを入れた冷凍食品。 包装 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(ポリエチレン個包装)	米粉(旭川産)、小麦粉(〇〇産)、ごぼう(〇〇産)、にんじん(旭川産)	××農園(旭川市)、 ■●牧場(旭川市)、 〇〇農場(〇〇町)	△△△円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
	地元の米粉配合のまんじゅう生地の中に肉じゃがを入れた冷凍食品	米粉(旭川産)、小麦粉(〇〇産)、じゃがいも(〇〇産)、にんじん(旭川産)	××農園(旭川市)、 ■●牧場(旭川市)	△△△円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ

物販(製品を仕入れ、手を加えずそのまま販売するもの)については、販売する商品は製造に必要な営業許可を取得した施設で製造され、適正な食品表示がされた包装既製品に限り(農産物を除く。)

飲食店営業許可のみを取得している施設で製造(パック詰め)した漬物等は販売できません。

令和3年6月1日の法改正に伴い、旭川市保健所への「届出」が必要となる物があります。

臨時営業（飲食店営業）提供可能品目早見表

(別図 1)

提供可

分類	具体例
飲料	ジュース類、コーヒー、ビール、日本酒等
煮物	おでん、おしるこ、カレー、スープ等
揚げ物	唐揚げ、フライドポテト、コロケ等
蒸し物	肉まん、あんまん、シューマイ等
焼き物	焼き鳥、海鮮焼き、お好み焼き、焼きとうもろこし（醤油等で味付けされたもの）等
丼もの	牛丼、豚丼等
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん等
バーガー類	ハンバーガー、ホットドッグ、ケバブ等
アイス・氷菓	かき氷（水のみを原料とするもの）、ワンショット式ソフトクリーム等
あめ菓子類	べっこうあめ、カルメ焼き、フルーツあめ等
焼菓子類	おやぎ、鈴カステラ、キャラメルポップコーン等
揚菓子類	ドーナツ、チュロス、おかき等
その他菓子	チョコバナナ、クレープ等

特別な設備の設置を条件に提供可

品目例	特別な設備
調理や器具の洗浄に大量の水を要する品目（米研ぎ、冷やし麺類、スムージー、削りイチゴ、ディッシャー式アイス等）	・流水受槽式シンク（食材洗浄用、器具洗浄用）

原則提供不可

分類	具体例
非加熱提供食品（危害中） ※条件Aによる対策を要する	そうざい製造業の許可を取得していない飲食店営業（食堂等）で調理したおにぎり・そう菜等の盛付け（直前加熱されないもの）
分類	具体例
非加熱提供食品（危害大） ※条件A及びBによる対策を要する	生ずし、刺身類、海鮮丼、フリーザー式ソフトクリーム等

- 条件A**
原材料及び提供品について、72時間以上検食を保存すること。
- 条件B**
固定店舗の基準に準じた施設で営業すること。（テントでの営業は不可）

※食品を提供する場合は**資格を有する食品衛生責任者の設置**が必要です

営業許可申請・営業の届出の対象及び手数料

(別図 2)

	業種	品目	例	手数料	食品衛生責任者*1の設置	衛生管理	
調理	営業許可	飲食店営業	調理品、酒類	焼き鳥、フライドポテト、生ビール	2,200円	要	HACCPに沿った衛生管理*2
			ソフトドリンク	コーヒー、紅茶			
			その場で喫食される菓子	クレープ、チュロス			
物販	営業の届出必要	魚介類販売業	包装鮮魚介類	容器包装に入れられた鮮魚介類	— (左の食料品を販売する場合は営業の届出が必要です。複数該当する場合は、主なものをひとつ届け出てください。)	要	
		食肉販売業	喫食に加熱が必要な包装食肉	ジンギスカン、ホルモン			
		乳類販売業	牛乳・乳飲料	(缶入り等の乳飲料を除く。)			
		弁当販売業	弁当	弁当、おにぎり			
		野菜果物販売業	果実・野菜類	—			
		米穀類販売業	米穀類	雑穀、豆類、米、麦			
		その他の食料・飲料販売業	菓子・パン	菓子類、あめ類、パン			
			飲料・茶類・酒	酒類及び牛乳以外の飲料、緑茶、紅茶、ココア、コーヒー、酒			
			乾物	水産物及び農産物の乾物			
			卵・乳製品	卵、乳製品（乳類販売業に該当するものを除く。)			
		豆腐・かまぼこ等加工食品	豆腐、こんにやく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわ				
		料理品	製造された折詰料理、そうざい				
		上記に分類されない飲食料品	(営業の届出不要な飲食料品を除く。)				
営業の届出不要	食料・飲料販売業	常温で長期保存しても腐敗、変敗、その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない容器包装に入れられた食料品	カップ麺、包装されたスナック菓子、ペットボトル飲料	— (左の食料品のみを販売する場合は営業の届出は不要です。)	不要	一般的な衛生管理	

*1 調理師、栄養士、食品衛生責任者養成講習会の修了者など資格を有する食品衛生責任者の設置が必要です。

*2 衛生管理計画を作成するとともに、その実施状況について記録することが必要です。

出品物が「特別な設備の設置を条件に提供可」に該当し、流水受槽式シンクの設置が必要な場合は、出店料や各種申請手数料とは別に、追加工事費用をご負担いただきます。また、流水受槽式シンクが設置できる場所には限りがあり、出店場所がご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ2025 出店申込書

事務局使用欄	
No.	

出店規程及び誓約事項に同意の上、次のとおり出店を申し込みます。

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ実行委員会 委員長 宛て

●出店者情報		申込日	令和	年	月	日	
申請者の情報	事業者名	代表者 職氏名	役職	氏名			
	フリガナ	加盟団体等					
	出店名称						
	所在地	〒 ー					
	電話	HP URL					
過去の 出店状況	食ベマルシェに出店した年に チェックしてください	<input type="checkbox"/> 2019 以前	<input type="checkbox"/> 2020	<input type="checkbox"/> 2022	<input type="checkbox"/> 2023	<input type="checkbox"/> 2024	<input type="checkbox"/> 初出店

※2020はオンライン開催、2021は中止

申請担当者	事業者名	所属部署 役職 氏名	
	書類送付先 住所	申請者所在地と異なる 場合は記入してください	〒 ー
	連絡先	電話 (日中繋がる連絡先)	FAX
		Email	

※今後、出店に係る書類等は申請担当者（書類送付先）に送付します。

●出店希望形式・希望小間数

出店希望形式	<input type="checkbox"/> 調理・物販用テント（駅前広場・買物公園）	希望 小間数
	<input type="checkbox"/> フードフォレストブーステント（買物公園）	

※出店場所、出店形式及び小間数については、ゾーニング等の都合上、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。
 ※会場スペースの都合上、希望小間数は、1出店者につき1～2小間を原則（自治体等を含む。）としますが、応募状況によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●出店要件 「北の恵み あさひかわ食ベマルシェ2025出店規程」に該当するものをチェックしてください。

<input type="checkbox"/> (1) 主たる販売物の主な原材料が北北海道地域産であること（ただし、肉類、魚介類及び穀類等については出店規程のとおり）
<input type="checkbox"/> (2) 主たる販売物が広く一般に認知されている地場産品又は郷土料理、名物料理、地元で評判の地域グルメであること

※いずれもチェックがない場合は出店できません。

●意見・質問等

--

提出先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階 経済交流課内 北の恵み あさひかわ食ベマルシェ実行委員会 宛て 電話:0166-73-9840 Email:marche@city.asahikawa.lg.jp
-----	---

※提出の際は、持参や郵送のほか、ホームページ上で公開している応募専用webフォームをご利用ください。

※裏面に続きます

事務局使用欄 ※記載不要	決定場所	<input type="checkbox"/> 調理・物販用テント（駅前広場・買物公園）	決定小間数	ゾーニング
		<input type="checkbox"/> フードフォレストブーステント（買物公園）	小間	

北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025 出店申込書(裏面)

事務局使用欄	
No.	

出店名称	
------	--

●出店内容等

メインとなる出品物を調理又は、物販で1つ定めた上で予定している全ての料理・物販品について記入してください(欄が不足する場合はコピーしてお使いください)
 「※」の項目については出店者選考における審査・選考の対象となります。また、実行委員会及び実行委員会と契約する事業者が提供するメディア
 (ホームページ、情報誌等)で内容を公表する場合があります。

食べさんぽグルメについて、詳細は「出店のご案内」P10をご参照ください。

出店申込にあたり、 メイン商品の画像又はイラスト等を
<input type="checkbox"/> 添付する

○調理(イベントテント内で調理するもの)

※調理は3品目以内となります(調理工程が同一の食品は同一品目として差し支えありません。)

※品名	※商品の概要・特徴・アピールポイント	※主な原材料とその原産地	仕入先名・所在地	販売価格 (税込み)
メイン				円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
				円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
				円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
				円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
				円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ

※加熱調理を行う場合は、使用する熱源にチェックしてください(複数可。)

<input type="checkbox"/> ガス	<input type="checkbox"/> 炭火	<input type="checkbox"/> 電気 (使用する電気器具:)
<input type="checkbox"/> 加熱をしない	<input type="checkbox"/> その他 ()	

○物販(イベントテント内で調理しないもの)

※品名	※商品の概要・特徴・アピールポイント	※主な原材料とその原産地	仕入先名・所在地	販売価格 (税込み)
メイン	包装 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()			円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
	包装 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()			円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
	包装 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()			円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
	包装 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()			円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ
	包装 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()			円 <input type="checkbox"/> 食べさんぽグルメ